

目黒区居住支援事業実施要綱

平成27年3月10日付け目都住第2852号決定

第1条 この要綱は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者で、引き続き区内に居住することを希望しながらも、自ら住宅を探すことが困難な者に対し、民間賃貸住宅のあっせん及び居住支援を行うことにより、円滑な転居及び居住の安定を図ることを目的とする。

（住宅あっせん対象者）

第2条 民間賃貸住宅のあっせんの対象者は、住宅確保要配慮者（自ら住宅を探すことが困難な者をいう。以下同じ。）で、次の各号に定める要件を満たしている者とする。

（1）次のいずれかに該当する世帯の世帯主又はこれに準ずる者

ア 一人ぐらしで65歳以上の世帯

イ 65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯

ウ 身体障害者手帳（1級～4級）若しくは愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者のいる世帯又は精神障害により障害年金を受給している者のいる世帯

エ 子全員の年齢が18歳未満であるひとり親の世帯

（2）区内に1年以上住所を有し、かつ、区内に引き続き住所を有すること。

（3）緊急連絡先（親族、友人及び知人等の連絡先をいう。）があること。

（4）住宅の家賃等を支払いできる見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次のいずれかに該当する者を民間賃貸住宅のあっせんの対象者とすることができる。

（1）区内に居住し、火災により被害を受けた住宅確保要配慮者で、前項第3号及び第4号の要件を満たしているもの。ただし、故意に火災を発生させた者については、この限りでない。

（2）その他区長が特に必要があると認める者

（住宅あっせん申請）

第3条 住宅のあっせんを受けようとする者は、目黒区民間賃貸住宅あっせん申請書（別記第1号様式）により区長に申請する。

（決定・却下）

第4条 区長は、前条の規定により申請があったときは、第2条第1項の資格要件を審査のうえ、あっせんの適否を決定し、目黒区民間賃貸住宅あっせん決定・却下通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定による決定の有効期間は、決定した日から1年間とする。

(住宅あっせん再申請)

第5条 前条の規定による決定を受けた者は、当該決定の有効期間中に住宅の賃貸契約を結ぶことができなかった場合には、再び第3条の申請をすることができる。

(住宅あっせん登録)

第6条 区長は、民間賃貸住宅決定通知書を交付した者を民間賃貸住宅あっせん登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録する。

(住宅あっせんの依頼)

第7条 区長は登録者名簿に登録を行ったときは、目黒区民間賃貸住宅あっせん依頼書（別記第3号様式）により、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部（以下「宅建目黒区支部」という。）に住宅のあっせンを依頼する。

(住宅あっせんの結果報告)

第8条 登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、宅建目黒区支部のあっせんにより家主と賃貸借契約を結んだとき又はあっせんによらず家主と賃貸借契約を締結したときは、目黒区民間賃貸住宅あっせん結果報告書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(住宅あっせんの登録取消し)

第9条 区長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録者名簿から当該登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により登録されたことがわかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(家賃等債務保証の利用)

第10条 第4条第1項の規定により民間賃貸住宅のあっせんを決定した者で、身元保証人等を得ることが困難な者は、賃貸借契約時に宅建目黒区支部に所属する仲介業者を通して区が協定を結んだ保証会社による家賃等債務保証を申し込むことができる。

(家賃等債務保証料の助成申請)

第11条 前条に規定する保証料の助成を受けようとする者は、家賃等債務保証料助成申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

- (1) 家賃等債務保証契約書
- (2) 家賃等債務保証料の支払いを証する書類
- (3) 転居物件の賃貸借契約書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(家賃等債務保証料の助成決定)

第12条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第11条に基づき審査のうえ、家賃

等債務保証助成金交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知する。

（家賃等債務保証料の助成金の請求）

第13条 前条の助成決定者は、家賃等債務保証料助成金請求書（別記第7号様式）を提出し助成金を請求するものとする。

（家賃等債務保証料の助成）

第14条 区長は、住宅あっせんにより転居し、区が協定を締結した保証会社又はそれ以外の保証会社を利用して賃貸借契約を締結する者（世帯の前年総所得金額が別表に定める範囲内にあって、住民税を完納している者に限る。）から前条の請求を受けたときは、初回保証料の2分の1の額（当該額が15,000円を超える場合は、15,000円）を補助するものとする。

2 住宅あっせんにより民間賃貸住宅に入居し家賃等債務保証を利用した者が、再度民間賃貸住宅あっせんを受け転居し家賃等債務保証を利用する場合において、初回の助成決定から2年を経過しているときは、再び家賃等債務保証料の助成申請をすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、対象世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

（1）生活保護法により住居の移転に係る公的給付を受けているとき

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けているとき

（3）前2号に掲げるもののほか、入居契約に係る保証料に関して、給付や支援を受けることが可能な場合

（家賃等債務保証料の助成決定の取消）

第15条 区長は、家賃等債務保証料の助成決定を受けた者が次の要件に該当するときは、その決定を取り消すものとし、家賃等債務保証料助成金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により申請者に通知する。

（1）不正又は虚偽の申請により決定を受けたとき

（2）その他区長が必要があると認めたとき

（家賃等債務保証料の助成金の返還）

第16条 区長は前条の規定により家賃等債務保証料助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の返還を求めるときは、家賃等債務保証料助成金返還請求書（別記第9号様式）により、当該助成金を受領した申請者等に請求する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 目黒区民間賃貸住宅あっせん要綱（平成3年4月1日付け目区住第3号決定）及び目黒区居住保証及び支援要綱（平成3年4月1日付け目区住第3号決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に行われた居住に係る前項の規定による廃止前の目黒区居住保証及び支援要綱の規定による保証及び支援については、なお効力を有する。

別表（第14条関係）

世帯人数	上限総所得額
1人	2,568,000円
2人	2,948,000円
3人	3,328,000円

世帯人数が4人以上の場合は、3,328,000円に1人につき380,000円を加算して得た額とする。

